

京都府消費生活審議会・苦情相談部会におけるあっせん・調停の
結果について（平成10年度第1号）

1 事案の概要

申立人Aは、相手方Bとの間で下着購入契約を締結し、代金支払に関する信販契約を信販会社Cと締結していた。その後、Aは再度Bの訪問を受け、下着等の購入契約を締結したが、その際、既存の信販契約と新規契約を一本化する旨の説明を受けたが、既存契約は解約されず、一本化された新規契約（D）との二重契約状態になっている。

なお、新規契約後、AはBに対し、未使用の商品を返品しており、Bが解約に応じたものと解釈していた。

2 合意内容

- ① 申立人Aは、信販会社Cとの信販契約の残債務を負担する。
- ② 相手方Bは、Aと信販会社Dとの信販契約の残債務を、Aの銀行口座に振り込むかたちで負担する。
- ③ AがBに対し負っている頭金の立て替え等債務は、②のBの負担が履行された後にAからBに支払う。
- ④ 本件に関し、合意事項以外に相互に債権債務のないことを確認する。

（合意の根拠）

本事案については、消費者側が有する証拠書類が少なく、契約の事実関係について両当事者が激しく対立する下で、納品の有無等を明確な根拠をもって確認することができなかった。

このため、双方が歩み寄り、Aが認める納品を伴う契約額に近いCとの信販契約分をAが負担し、残りのAとDとの信販契約分については、契約当事者をAに維持したままで、実質的にBが支払いを負担することとなった。

3 手続き経過

平成11年

- | | |
|-------|----------------------|
| 1月29日 | センターで相談受付 |
| 〃 | 当事者双方、信販会社等から個別に事情聴取 |
| 2月18日 | センターで両当事者面談、処理不調 |
| 2月18日 | 苦情処理申立 |
| 2月25日 | 消費生活審議会に付託 |
| 3月5日 | 第1回期日 当事者双方から事情聴取 |
| 3月26日 | 第2回期日 合意に向けあっせん |
| 4月2日 | 第3回期日 合意の上、書面に調印 |